

---

## 令和4年第5回川場村議会定例会会議録第1号

---

令和4年9月7日（水曜日）

---

### 議事日程 第1号

令和4年9月7日（水曜日）午前 9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番・5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第43号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第44号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第45号 大字・字の区域変更について
- 日程第 8 議案第46号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第47号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第48号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第49号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第50号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第51号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第 1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和3年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	栗 原 達 也 君
会 計 管 理 者	春 原 久 代 君	代表監査委員	角 田 清 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

## ◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和4年第5回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（角田文雄君） おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第5回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正をはじめ一般会計及び特別会計の補正予算6件、令和3年度各会計決算認定案件6件等、数多くの重要案件が提出されております。

また、本日は、民生委員の皆さん、婦人会の方々等が傍聴に来てくれました。大変ご苦労さまでございます。地域の声が行政及び各議会に反映できますよう、ご指導、ご協力を切にお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に努められ、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、以下開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、婦人会の皆様、民生委員の皆様、大変お忙しい中傍聴に来ていただきまして心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

本日、令和4年第5回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

去る7月8日、選挙遊説中の奈良県で凶弾に倒れ、67歳の命を落とされた安倍晋三元内閣総理大臣に対し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

首相として歴代最長の在任期間中には、拉致問題に真摯に取り組み、経済政策ではアベノミクスを掲げ、外交では世界各国の首脳との信頼関係を構築をし、日本のリーダーとして職を全うされました。政治、経済各界また全世界から安倍元総理の死を悼むの声があり、偉大な政治家を失うこととなったテロ行為はいかなる理由でも断固として非難をいたします。安倍元首相の掲げた美しい日本、平和な日本のための政治が継続されますことを強く願うばかりであります。

さて、関東甲信地方の梅雨明けは6月27日とされ、平年よりも早い梅雨明けで梅雨の期間は史上最短とのことでしたが、9月に入って梅雨明けは7月23日とされました。6月25日は伊勢崎市で40度を超え、6月に40度超えを記録するのは史上初で、川場村でも同日午後3時に35.3度を

記録し、6月29日午後1時には36.1度を記録をいたしました。これに併せるかのように電力需給逼迫注意報が発せられ、日々の節電について一考させられました。

一方、7月12日午後5時には川場村に土砂災害警戒情報が発せられ、午後4時から6時の2時間に100ミリメートルを超える豪雨に見舞われ、木賊地区で県道が土砂崩れにより通行止めとなりました。復旧に2日間を要する大規模な災害となり、3日後の7月15日午後9時にも大雨警報が発せられ、時間雨量70ミリメートルを超える大雨により村内各所で土砂等の流出被害が確認をされました。幸いにして人命に被害はありませんでしたが、梅雨明けが1か月も見直されるなど異常ともいえる気象状況に日々の備えの必要性を強く感じたところであります。

農林水産省が発表した水稻の作柄状況では、6月上旬の低温や7月中旬の日照不足などから本県の作柄はやや不良とのことでした。水稻以外のコンニャクや果樹についても、猛暑の影響で今後の生育や収穫が心配されるところであります。

8月11日、12日の1泊2日で小学校高学年を対象とした海辺教室、8月15日から18日の3泊4日で中学3年生を対象としたイングリッシュキャンプは、学校行事ではなく教育委員会行事として行われました。イングリッシュキャンプには、沼田市長やみどり市からの視察があり、特色ある取組として注目を浴びております。子供たちの成長につながる川場ならではの教育を一層進めていきたいと考えております。

8月20日に行われました世田谷川場縁組協定40周年記念イベントでは、あいにくの雨天の中での開催となりましたコンサートやおにぎりギネスチャレンジ、スカイランタンなど、イベントに多くの村民、区民が集い、1,000名を超える観衆に新たな交流への可能性を感じたところであります。

子供たちの活躍では、7月に開催された群馬県中体連総合体育大会において川場中学校剣道部女子が3位と健闘し、関東大会に出場いたしました。関東大会では、善戦むなしく決勝トーナメント出場はかないませんでした。選手の健闘をたたえるとともに、ご指導いただきました先生や積極的に選手を支えられた父兄の皆様方に敬意を表するものであります。また、高校総体では、剣道やソフトテニスなど川場村出身者の活躍もあり、村民として誉れを感じたところでもあります。

川場小金管バンド川場キッズが、過日行われましたバンドフェスティバル県大会において見事金賞に輝き、10月2日にぐんまアリーナで開催される西関東大会に向けて日夜猛練習を行っております。子供たちの豊かな音楽表現力と力強い演技で、必ずや全国大会へ出場を果たしてくれるものと期待をしております。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正2件、一般会計及び各特別会計の補正予算6件、一般会計及び各特別会計の決算認定6件、報告5件、その他1件の合わせて20件であります。いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

## ◎開会・開議

午前9時09分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番飯塚貞次君、5番丸山敏雄君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（角田文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの8日間に決定いたしました。

---

## ◎日程第3 諸般の報告

○議長（角田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る6月24日付で、川場村監査委員から議長宛てに財政援助団体等監査の結果報告書の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりですのでご承知願います。

また、総務文教常任委員会、産業振興常任委員会から閉会中の継続調査の申出があり、各委員より派遣成果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたします。

先月の8月27日、群馬県総合スポーツセンター・ぐんまアリーナにおいて、第25回群馬県小学生バンドフェスティバルに川場村から24名の児童が参加し、輝かしい金賞をいただきました。群馬県の代表として来る10月2日、同じ会場で開催される西関東マーチングコンテストに出場が決定いたしました。川場村の宝として村民こぞって応援していきましょう。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 一般質問

○議長（角田文雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

1 番津久井俊雄君。

〔1 番 津久井俊雄君発言〕

○1 番（津久井俊雄君） おはようございます。

本日は、このように多くの皆様をお迎えいたしまして一般質問ができることに大変緊張しております。心より感謝申し上げます。

コロナ禍に猛暑、豪雨など報道されておりますが、我が村には大きな災害もなく秋の収穫を迎えようとしております。

高齢化、農業の担い手不足はますます深刻化しており、未整備に残る農地の多くは耕作放棄地として猿、鹿、イノシシなどのすみかになっているところがあり、これら土地改良の推進について2点ばかり伺っていきたいと思います。

初めに、桑畑だった一帯の農地は、農道もなく狭小な圃場は入り込み40年以上も放置され獣のすみかになっているので、条件整備して担い手農家の規模拡大につなげてほしい。村長のお考えをお伺いしたい。お願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 津久井俊雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の、40年以上も放置をされた農地は獣のすみかとなり、トラクター、軽トラも入れず休耕されているところがある。土地改良により条件整備をして担い手農家の規模拡大につなげてほしいとの質問であります。まずは後継者を育成し、休耕されている農地も利用したいと地域及び後継者の意見が多ければ村としても土地改良を推進し整備をしていきたいと思いますが、後継者がいなければ同じことの繰り返しとなってしまいます。ぜひ後継者育成に議員皆様のご支援、ご協力を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1 番 津久井俊雄君発言〕

○1 番（津久井俊雄君） ありがとうございます。

農地は、荒野を切り開き土を盛り山水を引いて木のすきで耕し先祖伝来の田畑を何代もかかって僅かずつ整備し、家族を育み命をつないできた大切な川場村の農地であります。高齢化し先々何年も耕せないかもしれない、あるいは後継ぎが農業を継いでくれないかもしれない不安もあります。しかし、そんなお荷物の農地でも現代に見合う軽トラやトラクターが入れる畑に生まれ変わらせ、みんなして集落を維持し、人々の憩える環境域を守らせてもらいたいと思っておりますが、一方、農地整備にかか

る費用は年々上昇しており、事業が進まないで受益者負担軽減を10%からさらに軽減してほしいと思っておりますが、なかなかそんな状況でございますので農業を継ぐ後継者がそういう地区には少ない。もう高齢者がやっと、70代、80代の人たちが守っているわけでございますが、私たちも頑張ります。村も行政指導をお願いしたいと思っております。農地は川場村の大切な財産でございますので、村長さんにもぜひ行政主導型で推進をしていていただきたい。このことをお願いしまして質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） すみません、しつれいしました。次に、門前、天神の土地改良された農地はちょうど50年を迎えます。用排水路をはじめ暗渠排水についても、コンクリートあるいは暗渠のそだ等の耐用年数が来たり、1反区画と小さく何枚もの田畑に散らばり効率が悪いというので、現代の機械に見合った圃場に再整備する必要があると思っておりますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 津久井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

門前、天神の土地改良された農地は、ちょうど50年を迎え、用排水路は耐用年数を超え随所に故障が起き、1反区画と小さいので現代の大型機械に見合った再整備を進める必要があると思うが、整備する考えがあるかという質問でございますが、圃場整備に関しましては、地区、地権者等からの要望もなく、また2反、3反の水田となりますと門前、天神地区は中山間地域でありますので、畦畔が大きくなり傾斜地での草刈り作業等の負担が増加となってまいりますので、今現在再整備の考えはございません。ただし、用排水路に関しましては改修要望があり、毎年、群馬県小規模農村整備事業、多面的機能交付金等を利用し積極的に整備を進めているところであります。

今後も、住民の意見を尊重し、必要最小限の費用で最大限の効果が出るよう努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） お答えをいただきましたけれども、なかなか住民からの発議というのは、土地改良は非常に責任が伴い非難のもとになったりして犠牲が多い。そんなことから、地区の人たちもなかなか先頭に立つ機会が少ないのを私も承知しております。それからまた、職員もどうしても相当煮詰まってこないとなかなか腰を上げてまでということではできにくい事業でございます。そんなことから、行政主導型で土地改良を進めるのが今までの前例でございました。そんなこともございまして、村にそういった声も私も聞いておりますし、ところどころ直している状況では、なかなか陳情し

でも進まないというのが現状のようでございます。そんなことで私は質問させていただきました。

一方、ライスセンターは順調に稼働しまして設置計画目標5,000俵を超えまして、雪ほたかの販売も順調でほぼ完売に至ると先日お聞きしました。川場村のすばらしい景観を維持し、かつ農業と観光の根幹をなし、農業機械投資を抑え畑作物の規模拡大を担っていることも、ライスセンターは事実でございます。

門前、天神の土地改良が50年前、多くの苦勞の結果、先陣を切って整備されました。当時、遺跡が出土し、私も関わった一人として、再び門前、天神が川場の水田農業の先陣となって再整備することを希望し、質問を終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、1番津久井俊雄君の質問は終わりました。

次に、8番黒田まり子さん。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて質問させていただきます。

2021年、令和3年全国犬猫飼育実際調査によりますと、日本の犬猫の飼育頭数は全国合計で1,605万2,000頭だそうです。少子高齢化や核家族化が進む中、時代とともに飼い方やペットに対する意識が変わり、犬や猫は家族の一員と考える人が増えてきました。

総務省の世論調査によりますと、ペット飼育について今後少子高齢化や核家族化が進む中で人とペットの関係はどのようになっていくかという調査によりますと、家族の一員同様に共に生活する世帯が増えると挙げた人が43.3%と最も高く、以下、老後のパートナーとしてペットの重要性が増す39.8%、高齢者が病気になってしまったために飼育できなくなるペットが増える31.8%となっています。この世論調査から、少子高齢化が進む日本において、これからは人と犬、猫とがいかに幸せに共生していけるかということも大切なテーマの一つと考えられています。

群馬県では、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて、動物に関わる全ての人々が動物に対する相互理解を深め、共通認識のもとに連携、協同して本県の状態に即した動物の愛護及び管理に係る施策を展開していくために、第2次計画を見直して群馬県動物愛護管理推進計画（第3次）を策定し、群馬県全域を対象としています。

そこで、動物の愛護及び管理について本村の取組をお伺いいたします。

1つ目、動物を飼うことは動物の命を預かることです。飼い主は、動物の健康とそれから快適に暮らせるかということも考え、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。飼い主のモラルとマナーが大変重要なわけです。犬猫等の愛護動物の適正な飼育マナーの向上についてどのような取組を行っていますでしょうか。

2つ目、飼い主のいない猫対策について伺います。猫の妊娠期間は約2か月。出産すると、その後



また2か月で妊娠をする可能性があります。年に2回から3回出産することもあります。環境省の計算では、1頭の雌猫が1年後には20頭に、2年後には80匹、そして3年後には2,000頭に及ぶのではないかと試算されています。このように、野良猫の問題は、置き餌だったり鳴き声、またはふん尿などの環境問題とつながり、ご近所のトラブルにもなっています。対策としては野良猫をつくらないことが重要です。県は、飼い猫の適正飼育及び飼い主のいない猫対策ガイドラインを策定し、飼い主のいない猫については地域猫活動を支援し呼びかけを行っていきとしています。川場村はどのような対応をしていますでしょうか。

3つ目、動物愛護教育について。改正動物愛護管理法では、動物の殺傷、虐待、遺棄、飼育放棄等が厳罰化されました。これらの行為をなくすには、他者との違いを理解し、弱い者をいたわり命を大切にするという心を育むことが大切だと思われます。動物愛護教育はどのように行われていますでしょうか。

そして、最後になります。4つです。去勢・避妊手術費用の助成について伺います。人と動物が共生できる豊かな社会の実現には、動物愛護とともに適切な管理が重要です。本来は飼い犬も飼い猫も早い段階で避妊手術などの適切な処置をすることが望まれます。しかし、その費用は、猫で3万円から4万円、犬は3万円から8万円かかると思われます。これは、飼い主にとっても家族とはいえ大きな負担となっております。これについては、先般飼い主の望まない犬及び猫の出生を減らし、殺傷処分ゼロの野良犬や野良猫の発生を防止するために避妊・去勢手術費用の助成をお願いしたいという550名余りの署名が村長の元に届けられました。村長のお考えをお聞かせください。

よろしくお願ひします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の犬猫等の愛護動物の適正な飼育マナーの向上についてですが、近年、動物の不適正飼養に伴い動物が増えすぎて世話ができなくなる多頭飼育崩壊が問題となっており、本村においても悪臭や生活環境の悪化を招く地域のトラブルが発生をしております。このような案件は、関係機関と協議の上、個別で対応をしております。また、本年3月には飼育マナーの回覧をさせていただき、適正な飼養及び管理の呼びかけをいたしました。

続いて、飼い主のいない猫対策についてですが、本村における保護状況は主に生まれて間もない子猫であり、年に数件ほど要請があり保護活動を行っておりますが、子猫に関しては群馬県動物愛護センターが譲渡会を実施をしておりますので動物愛護センターに送致をしております。

また、令和2年度には飼い主のいない猫、いわゆる野良猫を保護したいという地域の方と動物愛護団体の橋渡しを行った結果、村内にぐんま地域猫活動地域1か所が登録をされ、群馬県の支援を受けて避妊・去勢手術実施による繁殖制限や猫トイレ設置によるふん尿被害防止による住みよい地域づく

りを実践されているということでもあります。

3点目の動物愛護教育についてですが、群馬県動物愛護管理推進計画にも明記をされておりますが、動物と関わる上で必要なルールやモラルを学ぶ場所としてこども園や小中学校の役割が重要とされておりますが、学校を取り巻く環境も変化し、飼育や動物との触れ合い体験を通して命の貴さを伝えることが困難な状況となっております。今後は、子供も含め村民に対し小さな命の大切さ、動物愛護と適正飼養について関心が持てる啓発活動に努めたいと存じます。

4点目の去勢・避妊手術費用の助成についてですが、犬猫の不妊・去勢手術費用の助成による支援のお願いとして、先ほど触れた地域猫活動代表者から457名の署名された要望書をいただいております。要望内容については、飼い主の望まない犬及び猫の出生を減らし、殺処分ゼロという野良犬と野良猫の発生を防止するために避妊・去勢手術費用の助成支援というものであります。県内における助成の状況であります。令和3年度末の時点で県内35市町村のうち犬猫ともに助成を行っている市町村は15市町村、猫のみを対象としている市町村が6市町ございます。犬は、狂犬病予防法第4条により登録が義務づけられているため所有者が明確であることに対し、猫の登録は義務化されていないことにより所有者の判明しない猫の繁殖は地域の環境衛生問題として懸念されることから、群馬県が策定した飼い猫適正飼養及び飼い主のいない猫ガイドラインを基に、啓発活動を継続的に実施した上で検討していきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後の村の取組について特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、黒田議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

先ほど村長のご答弁の中にも多頭飼いというお話が出てきたんですけども、多頭飼いというのは大変難しい問題で、飼っている人はかわいくて、かわいい、かわいいと思っているうちに増えちゃってだんだんそれが手に負えなくなってきたと。それがまた近隣、ご近所様にも環境的にもちょっとご迷惑をかけているという状況が村内にも何件かあるというのは聞いております。

1988年から野良猫の問題に取り組んでいます公益財団どうぶつ基金というものがあります。このどうぶつ基金では、1匹でも多くの猫の不妊手術を施すことで殺処分等をなくしていこうということで活動しています。その活動の一つに、さくらねこ無料不妊手術事業というのがあります。これは、全国の獣医さんやそれから行政、ボランティアの皆さんが協同して飼い主のいない猫の問題を解決しようとしたものです。また、この公益財団どうぶつ基金に登録している行政を対象として、多頭飼育の救済支援というのもございます。ここにはボランティアとかその関係、よくそういうことが分かっている人がその財団と共にそこに介入して解決に持っていこうというものです。この公益財団どうぶつ基金事業に群馬県で登録しているのは、近隣では沼田市を含め13の自治体が登録をしています。

川場村ではどのようなお考えになりますでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

今ご質問いただきました案件につきましては、沼田市を含め利根沼田1市1町3村、近隣市町村へ係、課の者をやっっているいろいろ情報収集をしながら、川場村が後れを取らずに近隣市町村と調整をしながら適正に対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。ぜひいい方向に持って行っていただけたらと思います。

一つ、これはお願いというかご提案なんですけれども、先ほど地域猫活動をしていて大変いい状況が生まれている地域が1つ出てということなんですけれども、ほかの地域でも地域猫活動をしたいと思っている方たちがいらっしゃるんですね。ただ、思っている方は女性が多くて、なかなかこれを登録するためには県の玉村の動物センターに申請に行かなきゃならないんですね。なかなか高齢者でそこまで運転していくのがちょっと怖いからできないんだよねという声も聞こえてきます。そういう場合にこの公益財団どうぶつ基金等に登録して、村としてもそういう地域猫だったり多頭飼いだっところを積極的に応援するよ、そういう橋渡しを村がしてくれるよとなると、この地域猫活動ももう少し広がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

まずはですね、先ほども述べましたように、各個人においてやはり適正な管理が必要でありまして、そういう中で近隣のご近所の方に迷惑をかけているということが問題になっているところでありまして、そういったところ、やはり啓蒙活動をしていかなければならないということでありまして、年に数件でございますけれども村にも苦情等がございます。それにつきましては課員が適正に指導また要望等を行っているところでありまして、今後そういった要望事項が増えたところで要望があればまた村のほうも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ぜひよろしく申し上げます。

最後の質問というかお願いなんですけれども、かなり最近まで野良猫、うちの納屋で猫が生まれちゃったよというのを川に流してしまうということも結構聞こえてきます。そういうことを子供たちが知ったりすると、やっぱりそれは教育上なかなかそれは看過できないことだと思います。今回助成をしていただきたいというお願いがたくさんあったのも子供たちのことも考えてのお願いだと思いますので、ぜひ去勢・避妊の手術の助成を行うとともに、動物と人間が共に生きていく社会をつくっていくんだよという啓蒙活動にしっかりと結びついていければいいのかなと思います。もう一度、村長、よろしくをお願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 村内全域8地区ございまして、やはり今現在そういった問題がごく少数に限られている問題でございまして、地域的问题もあるのかなというところではありますが、そういった中で子供の教育も含めて今の時代に合った対応をしなければならないということでもありますので、先ほど申しましたように近隣市町村と情報収集をしながら、川場だけ後れを取らないように対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、8番黒田まり子さんの質問は終わりました。

次に、7番星野孝之君。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 7番星野孝之です。通告に従いまして、小中一貫校について質問させていただきます。

上毛かるたの、「へ」でおなじみ、「平和の使徒、新島襄」は、群馬県、日本を代表する教育者です。彼は、21歳のときにアメリカに渡り9年以上を過ごしました。その頃、日本では江戸から明治に時代が転換していました。帰国した新島襄の夢は、理想の学園と社会をつくることでした。私の理想とする教育学園をつくるには200年かかるとおっしゃったそうです。その思いは今でも脈々と新たな世代へと受け継がれています。この話のように、設立時の理想、理念が非常に重要なのだと思います。

川場村でも、村の未来を展望する絶好の機会、その中核を担うであろう小中一貫校の設立が令和7年4月に決定されています。残り2年半という差し迫った時期ではありますが、まだ保護者や子供たちや全村民に浸透が不十分であると思います。

令和3年3月に川場村小中一貫校基本構想が作成されています。こちらです。その冒頭には、村の

先人たちが村の恒久の繁栄を心から願い、子供たちの教育に全力を傾け、教育は百年の計であり村の発展と平和の礎は青少年の教育による人づくりしかない。その信念を思い起こし、故郷に軸足を置きながらグローバルでも活躍できるグローバル人材を育成したいと書かれています。

その他、将来中学校の全校生徒が50人を下回る危機的状況にあり、学校の適正規模の維持に努めるなど明記されていますが、負の問題の解決策のための小中一貫校、現状の村内で予想される生徒数に際しての小中一貫校の設立の意図だけが感じられるので非常に心配です。心に刺さる、求心力があり夢のある学校だとまだ感じられないのです。そこで、以下の進捗状況をお聞かせください。

- (1) 未来の村づくりにおける一貫校の役割について。
- (2) 一貫校の教育理念について。
- (3) 特色ある学校づくりについて。
- (4) 一貫校の教育課程について。
- (5) 生徒数増加に向けての取組について。
- (6) 求められる教職員像について。

川場村の最重要事業と考えますので、村長、教育長に答弁を求めます。よろしく願いいたします。  
○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答え申し上げます。

令和7年4月に開校予定の小中一貫校に係る未来の村づくりにおける役割についてであります。大きく次の3点を考えております。

1点目は、川場村ふるさと人材を育成するという役割であります。これは、令和3年の3月議会で策定をされました川場村小中一貫校基本構想の基本方針に掲げてあるものであります。小中一貫校の目指すところは、9年間を通して指導の一貫性や学びの連続性、異学年交流の常態化などを重視しながら川場村ふるさと人材を育成することです。

ここでいう川場村ふるさと人材とは、自らの力で村を支えていこうとする意欲や志を持つとともに、ふるさとに軸足あるいは心の重点を置きながら世界でも活躍できる人材のことです。自分が生まれ育ったふるさとへ強い愛着と揺るぎない誇りを持つためには、ふるさとについて正しく理解するとともに地域において様々な活動を経験することが必要であり、こうした点において小中学校の9年間は極めて重要な時期であると考えております。

2点目としては、村民自身の幸福感を高めるという役割であります。これからの学校においては、教職員や保護者だけで教育内容の充実を図ることはできません。特に、小中一貫校という新しい形態の学校をつくり上げていくためには、村民が本気で村の子供を自分たちの力で育てようという強い気持ちを持ち、子供たちの育成のために積極的に支援、協力したり、学校の教育活動に参加したりしていただく必要があります。

一方で、こうした活動は、村民にとっては一つの社会貢献となり、自らの幸福感を高めることにつながるものと考えております。その手始めとして、昨年4月より従来の学校評議員会に代えて学校運営協議会を立ち上げ、小中一貫校の在り方や目指す方向性などについて具体的な議論や協議を始めていただいております。

また、今年度、登下校見守りボランティアを募集したところ、70名近い方々に登録をしていただき、毎朝家の近くに立って登校の様子を見守っていただいております。さらに、プール清掃や水泳授業の見守り、読み聞かせや家庭科授業の補助、遠足の引率、月曜遊び場や水曜学び場、中学校未来塾、おもいっきり探検隊など、これまでに延べ225人の方々から様々なご支援をいただいているところであります。こうした中で、子供たちは、地域の方々に育てていただいているという実感を持つとともに、ボランティアの方々にも子供たちの持つエネルギーを肌で感じて元気になっていただいているものではないかと思っております。

そして、3つ目として、村の希望の光としての役割であります。地域から学校がなくなると地域のともしびが消えたようになるという話をよく聞きますが、子供たちが一生懸命に学んだり明るく元気に活動したり多方面で活躍したりする姿は、私たち大人にたくさんの勇気や元気、さらには大きな希望を与えてくれるものであります。こうした点において、1年生から9年生までが共に学ぶ小中一貫校は、村の元気の源であり、村を明るく照らす希望の光として役割を果たしてくれるものと考えております。

以下の項目につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 星野孝之議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、一貫校の教育理念についてであります。一言で言えば川場村ふるさと人材を育成することとなります。

少子化傾向は、本村においても確実に進んでおり、ピーク時の昭和37年度には466名いた中学生は、現在は80名を下回る状況になっております。さらに、昨年度一年間に生まれた子供たちが中学校に入学する令和16年度には、中学校全体で40人台になることが予想されております。そこで、先ほど議員もお話がありました、いま一度、教育は百年の計であり村の発展と平和の礎は青少年の教育による人づくりしかないという先人の方々の強い信念を思い起こし、やがては自分の力で村を支え守っていこうとする志を持ち、ふるさとに軸足や心の重点を置きながら世界でも活躍できる、別の言葉で言えばローカルでもグローバルでも力を発揮できるいわゆるグローバル人材を意図的、計画的に育成することが今を生きる私たちに託された喫緊の課題であると考え、小中一貫校の教育理念を「川場村ふるさと人材の育成」と設定いたしました。

なお、この川場村ふるさと人材に必要な資質として、次の3つを考えております。

1つ目は、自ら磨き高めた力や技を誰かの幸せのために使うことに喜びを感じることができること、2つ目は、川場村で生まれ育ったことを自信と誇りにして生涯学び続けることができること、3つ目は、豊かなコミュニケーション力を駆使して良好な人間関係づくりができることであります。

次に、特色ある学校づくりについてであります。先ほど申し上げました「川場村ふるさと人材」を育成するためには、知識や技術の習得を中心としていた授業から子供が抱く疑問や課題の解決に向けて仲間と共に探究する活動を中心とするような授業に変えていかなければならないと考えています。そのためには、何よりも教職員一人一人がこれまでの教育観や指導観を変える必要があります。小中一貫校の開校はその絶好のチャンスであると考えておるところであります。もちろん、このことはそう簡単なことではありませんし、相当の時間と労力が必要であると考えておりますが、いろいろな方々の知恵と力をお借りして学校教育の中核である授業を変え、子供たちの学びを変えていくことにより小中一貫校としての本当の価値が生み出され、特色ある学校として評価していただけるのではないかと考えております。

一方、このことは、外山村長の「小規模になっても教育の質を絶対に落とさない」という強い思いをも実現することにつながるものと考えております。さらに、そうした事業を進めるためには、本村の特色である「ふれ合い学習」をはじめとする地域の方々の力が必要であり、多くの方々を巻き込んだ本村ならではの教育課程を編成したり、今年で2年目となるイングリッシュキャンプのように、ICTを最大限に活用した個別最適な学びの場を広げていったりすることが必要であり、そのことが特色に一層磨きをかけてくれるものと考えております。

次に、一貫校の教育課程についてであります。教育課程は国の定めた学習指導要領を基準として校長が編成することになっており、今後小中一貫校準備委員会の専門部会において両校長を中心に具体的な編成作業に入っていただく予定であります。その際、基本構想で示した9年間を貫く3つの柱や1年生から4年生、5年生から7年生、8年生から9年生の3つの学年ブロックに分けること、5年生から50分授業とすること、教科担任制をできるだけ多くの学年、教科で取り入れること、異学年交流を意図的に設定すること等々に留意するとともに、今後策定予定の「小中一貫校の授業づくりの手引」等も参考にしながら川場村ならではの教育課程になるよう検討していきたいと考えております。

次に、生徒数増加に向けての取組についてであります。まずは川場村小中一貫校基本構想に基づき授業改善を中心に小中一貫校としての教育活動全体を充実させ、特色あるものにすることが大切であると考えております。新たな住宅地を造成するなど子供の数を増やすための具体的な施策を講じることも今後必要になるかとは思いますが、村外の方に「我が子を川場村で育てたい」と思っていたいただくためには、何よりもまず小中一貫校の内容を充実させることとともに、子供が学びやすい魅力的な学校にしていくことが必要ではないかと考えております。

次に、求められる教職員像についてであります。古くから「教育は人なり」と言われているよう

に、たとえどのような時代になろうとも、またAI等がどれだけ進化しようとも、子供を豊かに育て個々の能力を最大限引き出すことができるのは人としての教師であり、教師が教育を左右するという間に間違いはないかと思えます。そこで、求められる教職員像として、いつの時代も共通するものがありますが、大きく2つの、2点を川場村では大事にしたいと考えております。

1点目は、子供が大好きで、子供が抱えている悩みや苦しみを我が事として捉え、解決に向けて共に歩むとともに、子供の喜ぶ姿や成長する過程にやりがいや生きがいを感じることができる教師、2つ目は、自らの至らなさを自覚し、子供の成長のために食欲に学び、自分自身を磨き高めようと努力する教師の2つであります。

一方、子供たちにとっては、こうした教師に対して深い尊敬の念を抱き、信頼を寄せ、多くのことを学び取ろうとするのではないかと考えております。

以上、令和7年4月に開校する小中一貫校について進捗状況や考え方等を申し述べましたが、議員各位の深いご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます、星野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） お二方、ありがとうございます。

では、再質問を、1つ目させていただきます。

川場村の人口減少から少しアプローチさせていただきたいんですけども、川場村は現在3,300人程度の人口で、高齢化率は45%と利根沼田ではナンバーワンの数字を出しています。これですと子供は少なくなって当然という結果です。ある先生の勉強会で価値観の話聞いたことがあります。何に価値を見いだしているのか、70代は食べ物です。40から60代まではお金に価値観を持つと。私はここに入ってくると思うんですが、今では価値観が本当に大転換して、子育て世代である30代以下は何に価値を置いているかという自分の存在価値なんだそうですね。存在なんです。だから、心の報酬とか精神的報酬に重きを置いている傾向があります。ですので、働く場所よりも違うアプローチが必要なんですね。

ちょっとアンケートの結果がありました。若者の移住調査結果レポートというレポートがあるんですけども、東京圏在住の20代から30代の既婚男女500人に聞きました、移住に興味がある理由を教えてくださいと。これは、教育環境の項目に55.6%も集中しているんです。働く場所じゃないんですね、とにかく教育第一。これは村民にも同じことがいえると思います。

それと、2019年に開校した長野県の学校なんですけれども、72名の児童及びその親が教育を求めて移住している学校があります。これも長野県の学校ですね、零から9歳児の移住者が突然2倍になったと、開校と同時に。やはりこれは、どれだけ教育が重要かというのが分かる例だと思いますね。この川場で開校される小中一貫校も、全国から注目されるように子供たち、それ以上に子育て世



代である親に刺さるような選ばれる学校になるべきだと思います。

人口減少問題にも効果のある学校づくりが必要だと思いますが、村長、教育長の意見を改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

ご指摘のようにですね、人口減少の中で特に高齢化という中では子供を産み育てる世代が減少しているのは事実でございます、そういった中で川場村ニュータウンのように、ああいったところを設けて約60人の人口が増えている。特に子育て世代等々が増えたということでありまして、そういった住環境も整えなければならないということでもあります。そういった場所をまた新たに模索することも一つでありまして、また、ご指摘のように教育環境、やはり子供を育てるなら川場村という中で、小中一貫校に併せて特に特徴のある教育をすることによって村外から移住者が増えてくればということでありまして、そういった内容につきましては教育長に答弁をいただきますが、特に世田谷川場、昨年で縁組協定40周年になったということでもあります。40年前は川場の人口が4,000人、世田谷が80万人、40年を経過して川場は800人人口が減少し、世田谷は12万人が増えているという状況でありまして、そういう中でやはりターゲットは世田谷区にあるのかなということでありまして、世田谷区等にもやはりWi-Fiの環境等を整えながら川場でも生活をしながら仕事ができるところをつくって、そういった場所を提供できれば人口も増えるかなということでもあります。

ご案内のとおり、道の駅田園プラザは今年じゃらんによりましての全国第1位ということで、報道以降7月、8月いっぱい多くのお客さまが見られたところでございます。昨年の8月11日から17日の1週間においての売上が2,500万円、今年においては6,000万円を超えたということでありまして、そういった状況の中で日本一の道の駅を誇る川場村としてのやはりそういった誇りもございまして、いろいろな形でよそから人が入れる要素があるということでもありますので、加えて令和7年4月1日に開校する小中一貫校、これを何とか特徴のある川場を子育てには最高の場所にしていければということでもありますので、そういったところを重点としてこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 先ほどご指摘のとおりですね、やはり教育を、どういう教育をしていくかということが大変大事であると思います。既に今でも両校長を中心に小中学校それぞれで子供たちを大事にしながら一生懸命教育をしていただいております。しかし、一つは小学校で切れてしまっている、中学校でまた新たにという、どうしても小中の壁というのが文化の違いというところからくるも

のがありまして、これを小中一貫校は壊すことができる絶好のチャンスであります。

先ほど申し上げましたように、学年のブロックの編成を1年から4年までを一つのグループ、基礎期といいましょうか。そして、5、6、1年生である7年、これを一つのブロック、充実期と名前をつけましょうか。そして8年、9年生が発展期ということで最後の仕上げになるわけですが、この3つに分けることによって、特に5、6、7というブロックが中学校と小学校が本当に混ざり合わなければいけませんので、ここをどうするかが小中一貫校がうまくいくかどうかのまず一つの鍵だと思います。

この話合いを通して、おそらく先生方は意識を変えてくださるのではないかと考えております。先生方の意識を変える絶好のチャンスである、そしてそれだけではなく、これまで先生方もいろいろ工夫して授業をしてくださったんですが、どうしてもやっぱり基礎的な内容をしっかりと身につけたかどうかというのをいつも中心に考えてくださっていました。これからは、そういう授業では、それはもちろん基礎・基本は大事なんですけど、それに重点を置くよりも学び方もしくは課題を解決する方法、そういったものを友達と一緒に、仲間と一緒にクリアしていく中で課題を一つ一つ、目の前の本物の課題をクリアしていく中で生涯学び続ける力というものの子供たちが身につけてくれるのではないかと思います。そういった点で、小中一貫校ができる、ただできただけではこの後ずっと子供たちが減っていくだけで、何の特色もないたまたま小中が一緒になっただけの学校というのものもあるのかもしれませんが、そうではなく内容、授業を変えていく、教え方、学び方を変えていく、そういうような強い思いでこれから取り組んでいきたいと。両校の校長先生をはじめとする先生方と一緒に、共に汗を流して議論をして進めていく必要があるかと思います。

以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） お二方、ありがとうございました。

では、再質問2度目をさせていただきます。

これからの時代の話です。これからは100年生きる時代と言われていきます。プラスアルファ、激しい変化の時代です。天候から何から何まで激しい変化がこれから予想されます。となると、高校、大学を卒業したら学びが終わってしまうという状況は、生きるのにはかなり難しいと思います。これからは学び続けることが必須の時代に入り、生涯学習で全国の大人の学び場としての中学校の利用も考えられるかもしれませんが。そういった意味で、小中一貫校を中心に波及効果を考える上でも、村内はもとより村外の有識者を招聘して準備会をつくり進めたほうがよいと思います。なぜなら、村政の歴史を見ても外部からの知恵を生かしつつ成長してきた歴史があります。農業プラス観光プラス環境は最たる例です。村長、教育長の意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、世田谷区との縁組協定は、世田谷、東京都の23区の中で一番進んでいる区であったと認識をしております。その世田谷が川場に入ったことによって世田谷区の知識等が川場に入り、川場の知恵と融合して、これが40年の歴史を迎えたということでありまして、やはりそういう外部のいろいろな話の中で特に世田谷と川場の縁組協定は、この川場村の環境、自然、これは川場村民にとっては当たり前で何も感じないものであったと思いますが、世田谷区の人たちが入り始め、川場村の最大の宝はこの住環境、環境にあるということをして40年前に教えていただいて、それが川場村の、今星野議員が言いましたように、農業プラス観光に加えて環境を重ねて道の駅田園プラザも日本一になったという経緯がございます。

川場村は、明治の時代からそういった教育において多くの有識者の意見を聞きながらやってきたというところでありまして、やはりそういったところも考えていかなければならないと思っております。

当然、小中一貫校になりますと中学校が空き家となるところでありますので、耐震も行っておる施設でございますので、遅れずにああいったところをいろいろな形で有効活用していければと思っておりますが、それにつきましてはまた議員皆様方のご意見を聞きながらいろいろな形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 令和7年4月に開校するという事はもう決まっておりますので、これに向けて全力で準備を進めてまいり所存であります。この授業改善、教育をどう教育にしていこうかということは、そこで終わりではなくそこからまた再スタートする、しなければならぬと考えております。そのときに、いろいろな方々の力をぜひお借りして、川場村ならではの教育そしてこの授業が川場の教育文化になる、そういうようなことを目指して、ご指摘のとおりいろいろな専門家の方がいらっしゃいますが、そのご意見をいただく中でいいところ取りをしながらぜひ川場としての教育文化を築き続ける、創り続けるという姿勢でいきたいと考えております。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 再質問3番目です。これが最後になります。

小中一貫校基本構想の中に、令和4年度に先進校視察と書かれています。これは、いつ、どこへ、誰がどのような目的で行くのか。教育長、教えていただけますか。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 1学期間、学校でいう1学期のうちの一つどこかへ行ければよかったです。コロナの状況で行けません。で、今計画しておりますのが、10月13日（「14です」の声あり）14、失礼しました、10月14日金曜日に長野県大町市立美麻、美しい麻と書きますが、美麻小中学校に視察に訪問させていただく予定であります。午前中に授業を見たり、午後は様々な活動を参観させていただいて、またそこに地域のコーディネーターの方も来ていただいたり教育長さんも来ていただくということで準備をしていただいているところで今話が進められておりますが、取りあえずまずそこが最初の視察と考えております。ここは全校児童生徒数が小中一貫校で80数名という川場よりもかなり小さいところでございますが、特色ある教育をまさに授業を改善して取り組んでいるということですので、そういった点もよく視察してまいりたいと思います。またその後は、年度内に何か所か行けたらと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 教育長、ありがとうございました。

川場村は、生涯学び続ける知的で多様な文化を生み出せる土地になれるかが今後の鍵になると思います。将来を見詰めて小中一貫校設立に共に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願います。

以上で一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、7番星野孝之君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。10時30分から始めます。よろしく願います。

午前10時16分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第5 議案第43号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第5、議案第43号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第43号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、人事院規則等が改正されたことにより、育児休業の取得回数制限の緩和や育児と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇、休業等に関する措置として改正を行うものであります。

改正育児休業法では、育児休業の取得回数を原則1回までとなっていたものを原則2回まで取得可能としており、この条例により原則2回に含まれない特別の事情等を整備したものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 大変期待の持てる条例改正だと思いますが、そこで川場村の現在の育児休業の取得率、特に男性の場合はどのようになっていますでしょうか。政府の目標では、男性の育児休業の取得率を25年までに30%までにしたいというような指針が出ていますが、川場村としてはどのようなお考えでしょうか。お願いします。

○議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 現在の川場村の男性の育児休業の取得率なんですが、ゼロ%となっております。その目標30%ということなんですが、今ゼロ%ですので、それを30%にするのはいきなり30%というのは厳しいかと思うんですが、こういうシステム、こういう働き方があるのだということを職員に徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

なかなか仕事の関係上難しい面もあろうかと思いますが、男女ともに子供を育てるということは自分育てでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第44号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第6、議案第44号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第44号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

平成14年度に開設された川場村放課後児童クラブにつきましては、現在村が直営にて管理運営をしております。

近年、利根沼田管内において、放課後児童クラブの管理運営に民間委託を導入することで運営の効率化に加えより安定的な人材確保や支援員の資質向上、事務効率の改善等にも成果を上げている状況も見られることから、川場村におきましても、今後の情勢を考え、現在の放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正し、直営での管理運営に加え指定管理者による管理運営も実施可能となるよう提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番星野議員。

[7番 星野孝之君発言]

○7番（星野孝之君） 2つ質問させていただきます。

ただいま村長の提案理由の中にありました、安定的な人材確保と支援員の資質向上、事務効率化の改善を図るために指定管理者の導入をしたいという説明ですけれども、現状は今どのような状態になっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目、条例の改正の部分です。第15条の4にあります、村長とあるのは指定管理者とするという部分なんですけれども、7条から9条、そして11条から13条がこの書類の中に入っていないも

のですから、これを変えるとどのような内容なのか、ちょっと文章じゃなくていいので口頭で教えていただけますか。

○議長（角田文雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

まず、現状でございます。現状は、支援員さん、今現在5名で行っておりまして、若い方もいらっしゃるんですが、高齢化が進んでおりまして65歳以上の方に4名ほどお世話になっております。なかなか、支援員さんを募集いたしましてもなかなか来ていただけないのが現状であります。職員もですね、コロナのワクチン接種等がありまして休まれた場合には担当職員が補充をしたり、どうしてもいない場合は私も学童のほうに参っているのが現状でございます。

その後の15条にあります村長とあるのは指定管理者という件でございますけれども、7条から9条につきましては資料がなくて誠に申し訳ないでございますけれども、7条が入所の許可について村長に対してを指定管理者となります。また、8条につきましても入所者の制限というところで村長とあるのを指定管理者、また、9条につきましても入所者の許可の取消し等というものがあまして、そこに村長とあるのが指定管理者となります。また、11条につきましては保育料の減免につきましても村長とあるのは指定管理者ということになります。また、12条につきましては保育料の還付につきましても同様でございます。13条退所の届けにつきましても村長とあるのを指定管理者となっております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第45号 大字・字の区域変更について

○議長（角田文雄君） 日程第7、議案第45号 大字・字の区域変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第45号 大字・字の区域変更について、提案説明を申し上げます。

上宿原土地改良事業の換地処分が行われるに当たり、大字及び字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものであります。

上宿原土地改良事業地内には、飛び地として大字門前、大字谷地、大字川場湯原、大字天神が存在していましたが、今般の区域変更で新拠点用地を大字谷地字原、農用地を大字門前字上宿原とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号 大字・字の区域変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第46号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第46号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。



〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第46号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億953万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,491万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1億1,808万3,000円、繰越金7,924万8,000円、繰入金2,962万4,000円、県支出金36万1,000円、使用料及び手数料9万9,000円をそれぞれ追加計上し、村債1,143万6,000円、諸収入644万5,000円をそれぞれ減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

第1款議会費は、84万5,000円を追加計上いたしました。特別旅費77万円等であります。

第2款総務費は、1億4,117万5,000円を追加計上いたしました。基金積立金、防災備蓄倉庫建設工事請負費及び設計業務委託料、新庁舎建設に伴う配電設備移設工事、遊具設置工事、車両購入費等であります。

第3款民生費は、291万2,000円を追加計上いたしました。介護保険事業特別会計繰出金等であります。

第4款衛生費は、505万1,000円を追加計上いたしました。国県支出金返還金、ワクチン接種関連経費等であります。

第6款農林水産業費は、260万6,000円を減額計上いたしました。土地改良総合整備事業費を追加をし、境界明確化業務を減額いたしました。

第7款商工費は、4,855万7,000円を追加計上いたしました。川場村商品券交付事業、観光施設修繕工事、防災備品購入費等であります。

第8款土木費は、458万6,000円を追加計上いたしました。凍結防止剤購入費、道路改修工事設計委託料等を追加し、下水道事業特別会計繰出金を減額をいたしました。

第10款教育費は、170万9,000円を減額計上いたしました。小中一貫校先進地視察経費、芝刈り機購入費等を追加いたしました。

第12款公債費は、1,072万3,000円を追加計上いたしました。元金償還金であります。

以上、概要を説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総部課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）の細部説明をいたします。

令和4年度川場村一般会計補正予算（第3号）では、歳入歳出それぞれ2億953万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,491万1,000円とするものです。

第2条として、地方債の変更は第2表地方債補正による。

5ページをご覧ください。

5ページでは、第2表地方債補正、1変更、起債の目的として臨時財政対策債、補正前の限度額3,000万円、補正後の限度額1,856万4,000円。この臨時財政対策債とは、使途に限りがなく一般財源化されるものです。変更理由は、国から令和4年の額が示されたものとなります。

続いて、6ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入。

補正前の額39億7,537万7,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は2億953万4,000円で、歳入合計を41億8,491万1,000円とするものです。

次、7ページ。

歳出になります。

補正前の額39億7,537万7,000円、補正額、これも各款の補正額はご覧のとおりで、補正額の合計は2億953万4,000円で、歳出合計は41億8,491万1,000円となります。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金が1億1,844万4,000円、その他といたしまして2,319万8,000円、一般財源が6,789万2,000円となります。

8ページをご覧ください。

歳入の詳細説明になります。

13款1項1目川場ビール製造工場敷地使用料9万9,000円。

14款1項1目未就学児均等割保険料負担金13万円、これは国保会計への繰出金の一部に充当されます。

2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費用負担金554万2,000円、これは5回目のワクチン接種に係る費用となります。

14款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,061万7,000円の追加。ここで補正追加することによりまして、新型コロナウイルス感染症の交付金が合わせて1億1,336万7,000円となります。続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金179万4,000円、これも5回目の接種に係る経費となります。

続いて、9ページ。

未就学児均等割保険料負担金6万5,000円、これも先ほどと同様に国保会計繰出金の一部に充当されるものです。

15款2項4目ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金29万6,000円、これは令和3年度に竹林整備をした地域に続けて管理をお願いするための補助金となります。

18款1項8目森林環境譲与税基金繰入金2,962万4,000円、この森林環境譲与税基金につきましては、先日の新聞にも出ておりましたが、各団体が基金に積み立てていてこの活用が十分でないという報道がございました。今回この補正をすることによりまして、川場村ではこの森林環境譲与税の全てを使うということで予算計上しております。

19款1項1目前年度繰越金7,924万8,000円、これは令和3年度の決算が確定したことによります。

続いて、10ページになります。

20款4項4目過年度収入8万円、これは低所得者保険料軽減負担金、国庫金ですが、これが過年度収入として入りました。

続いて、5目学校給食費652万5,000円の更正減、これにつきましては、10月から翌3月までの6か月間、保護者から徴収する給食費を徴収せずにコロナ交付金をこの給食費に充当して保護者負担を軽減するというものでございます。

続いて、21款1項1目臨時財政対策債1,143万6,000円の更正減となります。これは先ほど地方債補正のところでご説明いたしました。

続いて、11ページになります。

3支出の詳細説明になります。

各項で給料手当等の補正がありますが、これは4月に行われました人事異動それから階級の変動によるもので、詳細は給与費明細をご覧くださいと思います。給与等の説明は、ここでは割愛させていただきます。

1款1項1目8旅費、特別旅費77万円、これは議員研修のための追加経費となります。

続いて、12ページをご覧ください。

12ページ中ほどに、12委託料、個人情報取扱業務台帳整備業務委託料357万5,000円、これは令和5年4月1日より新個人情報保護法が施行され、その法律の中で個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務化がうたわれております。それに対応するためのシステム構築料となります。

続いて、3目の24積立金、その他基金積立金2,860万円、これは全て財政調整基金への積立金となります。

続いて、13ページ中ほど。

11目新拠点構想推進費の中の12委託料、防災備蓄倉庫等設計業務委託料が900万円、あわせて、14の工事費の中でも防災備蓄倉庫等建築費5,000万円がございました。この建築費の5,0

00万円のうち3,000万円をコロナ交付金を充当させていただきます。また、工事請負費の中の光ケーブル移設費352万円、それと配電設備移設工事1,046万7,000円につきましては、新庁舎建設に伴うものでございます。そして、その下段にあります遊具設置工事1,000万円につきましては、役場新庁舎の前というんですか、敷地内に村民のための遊具を設置する経費となっております。

そして、12目生活支援対策事業費になります。10需用費、抗原検査キット購入費77万円、これは不測の事態に備えて500個購入予定となっております。17備品購入費、災害時給電可能車両購入費2,450万円、これはコロナ禍において分散避難したときのための給電可能車両を7台購入するものとなっております。これにつきましてもコロナ交付金を充当するものとなっております。

続いて、14ページ。

2目賦課徴収費の中の12委託料、税制改正対応システム改修77万円につきましては、これは固定資産税、軽自動車税、住民税それぞれの納付書にQRコードを印刷しまして、役場に来なくてもPay Payですとかその電子決済ができるようにするためのものでございます。その下にあります、標準宅地時点修正鑑定委託料99万円、これにつきましては、3年に一度行われるものでございまして、村内18地点の宅地の鑑定をするものとなっております。

続いて、15ページ。

下から2段目であります。役務費、簡易書留郵送料が25万5,000円となっておりますが、これはマイナンバーの取得を推進するための経費となっております。村内におよそ2,000の方が、未取得の方がいらっしゃいます。その中のうち500人の方に取得していただくための経費として25万5,000円、500人分を見込んでおります。

続いて、17ページの上から2段目になります。

繰出金ですが、国民健康保険事業特別会計へ160万3,000円繰出金となります。

続いて、19ページ中ほどにあります、3目環境衛生費14工事請負費、景観保全型案内板整備工事請負費が47万6,000円となっておりますが、これは村内中野地区と生品地区2地区に案内板を整備するものとなっております。

そして、11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として報償費から役務費、委託料とありますが、これは5回目接種に係る経費となっております。

そして、20ページになります。

20ページの、何というんだらう、22償還金利子及び割引料245万1,000円、返還金となっておりますが、これは令和3年度に国から補助金、交付金等をいただいておりますが、その令和3年度分に余剰金というんですかね、使わなかった部分があるため、その金額を返還金とするものでございます。

そして、21ページ、農業振興費の中の11役務費、商標登録手数料8万8,000円となっております。

ります。これは、川場村で持っております安納芋でできた干し芋を琥珀庵として商標登録しております。その商標登録の期限が来たため更新する手数料となっております。

その下、14工事請負費となります。川場村ライスセンターフェンス設置工事79万8,000円、これはライスセンターの道路に面した部分に安全面等を考慮してフェンスを設置するものとなっております。

そして、8目土地改良総合整備事業費で工事請負費が300万円追加されておりますが、小規模農村土地改良事業それから上宿原地区土地改良事業の事業費の変更に伴うものでございます。

続いて、22ページの林業振興費12委託料になりますが、境界明確化業務が270万円更正減となっております。これは、当初予算として600万円を予算化しておりましたが、事業費が確定したため、330万円となったため、ここで余剰分の270万円を減額するものでございます。その下の、川場村竹林管理事業団体補助金29万6,000円につきましては、歳入のところでご説明いたしましたが、令和3年度に竹林を整備した地区にその管理を継続して行っていただくために補助金として計上してあります。

23ページ、商工総務費の委託料ですが、川場村商品券交付事業3,999万5,000円、これにつきましては、村民1人につき1万2,000円分の商品券を配布する事業となっております。商工会に委託をして行います。その上の、簡易書留郵送料につきましては、その商品券を各家庭へ届けるための郵送料となっております。

23ページ、下から2段目に、工事請負費として観光施設修繕工事費として534万4,000円、これにつきましては、田園プラザの排水設備及びミート工場の屋根等の修繕工事費に充てられます。その下にあります、備品購入費で403万9,000円、道の駅川場田園プラザ防災備品購入費ですが、防災備品としてインバーター発電機それからLEDバルーン投光器、電動簡易トイレ等を購入するものでございます。

続いて、25ページをご覧ください。

25ページの一番上にあります、需用費230万円、除雪消耗品として凍結防止剤を購入するものでございます。委託料として、道路改修工事等設計委託料218万9,000円、これは門前溝又線に係るものとなっております。

続いて、26ページ。

教育総務費の2目事務局費、その中の10需用費、視察研修食糧費として20万円計上されておりますが、この後からも出てきます高速道路使用料ですとかバス借り上げ料、これにつきましては小中一貫校の先進地視察に係る費用となっております。長野県大町市の小中一貫校を視察する予定となっております。

26ページの一番下に、役務費として建築確認申請手数料44万3,000円、省エネ適合性判定手数料9万9,000円、これにつきましては、小中一貫校の建設に係る手数料となります。

続きまして、28ページをご覧ください。

1目社会教育総務費17備品購入費として蛍光反射 パトベスト購入費10万4,000円とありますが、これは学校ボランティアの方々に着用していただくベストを購入する経費となっております。

続いて、10款6項1目の備品購入費、スポーツ広場芝刈り機280万円、これは、現在使用しておりますスポーツ広場の芝刈り機がもう故障して使えないということから、新たに芝刈り機を購入するものとなっております。その次の、給食センター費の中の備品購入費につきましては、給食用食器購入費173万5,000円とありますが、これは給食で使用するボウルですとかお皿、それから丼を購入するものとなっております。

続いて、29ページになります。

公債費の元金の22節償還金利子及び割引料の元金償還金が1,063万8,000円となっております。これは、令和3年12月に役場庁舎実施設計分として4,950万円を借り入れたわけですが、それが過大に借り入れたということから、過大部分を今回返却といいますか、償還する経費が1,063万8,000円となっております。

細部説明につきましては以上となります。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 7番星野です。

補正予算の特別委員会に付託する前に、ちょっと村長に質問させていただきます。

2億円超という高額な補正予算なんですけれども、事務的経費は別にして、投資的であったり事業系の予算編成について村長の思いや指針があれば教えていただきたいと思います。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今回の補正につきましては、特にコロナの交付金によりまして、それで対処する案件でございまして、村民1人当たり1万2,000円の商品券をお配りをするということでございまして、燃料の高騰等々、また、この足かけ3年に及ぶコロナにおいて村民皆様がいろんなところで支障を来すという中で、できるだけ早く可決、決定をいただければ、早急に村民の皆様にお配りをして活用できるようにしていきたいということでありまして、そういったところを含めて高額なものになったということですので、今回の補正については2億円強になったということがあります。

以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ありがとうございます。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

6番細谷議員。

〔6番 細谷市衛君発言〕

○6番（細谷市衛君） 1点、ちょっと確認で教えていただきたいんですが、歳出の7款、先ほど村長が説明したところの関係なんです、補正予算額が4,064万5,000円になっているんですが、コロナの関係で商品券の交付事業に伴うところが4,064万4,000円と1,000円違うんですが、そこは何か1,000円分はあるんですか。ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。23ページの補正額の4,064万5,000円、これに対して前のそのコロナの関係の補助金の関係で使う説明があったんですね。その総事業費として4,064万4,000円という形で、ちょっと1,000円違うもので、その違いが何かあるんだかちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 細谷議員の質問にお答えします。

先日全員協議会でお示しした資料ですかね。（「はい、そうです」の声あり）それは、国への申請、計画としての申請資料となっておりますので、額につきましてはこの予算書のほうが、何というんでしょう、適切といいますか正解ということで理解いただければと思います。計画書につきましては、四捨五入の関係がございまして1,000円不一致ということでご理解いただけますでしょうか。

（「四捨五入」の声あり）

○議長（角田文雄君） 細谷議員。

〔6番 細谷市衛君発言〕

○6番（細谷市衛君） 四捨五入、ちょっとその辺がよく私にも分からないんですが、1万2,000円掛ける3,137人分で3,764万4,000円という形になると思うんですが、それに商品券の委託料300万円、合計で4,064万4,000円という形になると思うんですね。それで四捨五入ということは、100円単位が何か出るということですか。

○議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 予算書につきましては繰上げとなっております、1,000円以上繰上げ、支出につきましては繰上げで予算化するものですから、そうしたことで1,000円が不一致となっております。（「うーん」の声あり）

○議長（角田文雄君） よろしいですか。（「はい、ちょっとその辺がですね……」の声あり）  
総部課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 例えますと、発送料の実際のところが64万9,800円ということで予算を見越しているんですが、それを繰り上げてこれが65万円となっております。そういった1,000円未満の帳尻合わせといたしますか……（「分かりました」の声あり）予算措置をするための1,000円不一致ということになっております。（「端数のほうですね、はい、分かりました。どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（角田文雄君） これで質疑を終わります。  
お諮りします。

本案については、補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、補正予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規程により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

補正予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規程により、本日の本会議終了後特別委員会室で開催しますのでお集まりください。

---

## ◎日程第9 議案第47号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（角田文雄君） 日程第9、議案第47号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕



○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第47号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,276万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,085万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、都道府県支出金770万6,000円、繰入金160万3,000円、繰越金1,104万3,000円、諸収入241万2,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費の総務管理費等134万3,000円、保険給付費の療養諸費等2,052万8,000円を追加し、国民健康保険事業納付金の額が確定したことによる422万6,000円の減額、国民健康保険被保険者に対し疾病予防事業等を行う経費として保険事業費に270万7,000円、諸支出金241万2,000円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月31日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第10 議案第48号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（角田文雄君） 日程第10、議案第48号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第48号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億810万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、県支出金15万8,000円、繰越金1,344万6,000円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費の総務管理費に71万4,000円、諸支出金の国庫等への償還金として1,182万9,000円、予備費として106万1,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月31日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第49号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（角田文雄君） 日程第11、議案第49号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第49号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,939万6,000円とするものであります。

歳入であります。繰越金388万7,000円を追加補正するものであります。

次に、歳出であります。予備費として388万7,000円を追加補正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第50号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（角田文雄君） 日程第12、議案第50号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第50号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,

983万9,000円とするものであります。

歳入の主な要因ですが、水道事業基金繰入金を97万2,000円追加、また、令和3年度決算による繰越金が確定したことに伴い当初予算との差額440万2,000円を追加し、村債470万円を減額補正するものであります。

歳出の主な要因ですが、公営企業法適用支援業務委託料が当初予算よりも低額で契約ができたため総務管理費463万5,000円を減額、また、金山平浄水場の真空ポンプ及び攪拌機等の交換に伴う一般管理費を391万8,000円、施設の老朽化に伴う営繕費139万1,000円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月31日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第51号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（角田文雄君） 日程第13、議案第51号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第51号 令和4年度川場村下水道事

業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,335万7,000円とするものであります。

歳入の主な要因は、令和3年度決算による繰越金が確定したことに伴い一般会計繰入金を61万4,000円減額補正をし、繰越金を873万5,000円追加、村債を510万円減額補正するものであります。

歳出の主な要因は、公営企業法適用支援業務委託料が当初よりも低額で契約ができたため業務管理費を510万円減額、マンホールポンプの修繕工事を中心に処理場管渠管理費を823万5,000円追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月31日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時ちょうどから始めます。よろしく願いいたします。

午前11時30分休憩

---

午後 0時57分再開

○議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第14 認定第1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第15 認定第2号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第16 認定第3号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第17 認定第4号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第18 認定第5号 令和3年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第19 認定第6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（角田文雄君） 日程第14、認定第1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第19、認定第6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております認定第1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それでは、各会計の決算の概要について説明申し上げます。

最初に、令和3年度一般会計歳入歳出決算の状況について申し上げます。

決算額は、歳入総額が前年度比13.4%増の41億3,614万3,347円、歳出総額が前年度比12.2%増の37億1,880万4,929円となりました。歳入歳出差引き額は4億1,733万8,418円となり、ここから繰越明許費により翌年度へ繰越しすべき財源を差し引いた実質収支額は、2億7,024万7,418円となった次第であります。

歳入の概要でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は歳入総額の9%を占め、前年度に比べ1,514万円の減額となりました。また、歳入の36.3%を占める地方交付税は、前年度に比べ1億7,820万円の増額となりました。国県支出金につきましては、事業費補助の減少等により前年度に比べ2億4,875万6,000円の減額となりました。村の借入金であります村債は、臨時財政対策債をはじめ総務債、土木債の借入れを行い、前年度に比べ5億730万円の増額となりました。

次に、歳出の概要であります。歳出の予算現額52億1,189万1,000円に対する執行割合は71.4%となりました。目的別に構成比の高い経費から見ますと、総務費13億3,311万2,000円で構成比は35.8%、土木費6億1,704万4,000円で構成比は16.6%、民生費5億7,891万1,000円で構成比15.6%となっております。

これらの支出を性質別に見ますと、投資的経費が国の社会資本整備総合交付金を活用した村道谷地

生品線の道路改良事業、谷地橋補修事業並びに除雪機の購入などの補助事業をはじめ、役場新庁舎の建設を含めた新拠点構想推進事業などを実施したことにより、前年度比83.3%増の11億2,411万3,000円となりました。

一方、義務的経費につきましては、扶助費及び人件費が増加した結果、全体では前年度比12.1%増の10億5,402万4,000円でありました。

このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は74.4%で、前年度に比べて2.9ポイントの減少となりました。経常収支比率は全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えられることができました。この数値は、決算内容により毎年変動する要素を持っておりますので、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう健全財政の確保に努力をしていきたいと考えております。

以上、一般会計決算に対する総括的なご説明を申し上げましたが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしてございます説明書をご覧くださいと思います。

なお、細部につきましては、会計管理者に説明させますのでよろしくお願いをいたします。

次に、令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康と生活を守るため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備群に対しての保健指導プログラムの実施など、被保険者の健康保持、増進に取り組んでまいりました。

また、群馬県や関係機関と連携を図り、安定的な運営となるよう適正な事業運営に努めたところであります。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ5.8%増の4億4,797万6,791円で、歳出が5.6%増の4億1,693万3,532円となり、歳入歳出差引額は3,104万3,259円となりました。このうち2,000万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和3年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康寿命の延伸と団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据え、介護予防事業などを効果的かつ効率的に実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくりに努めてまいりました。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ7.9%増の5億146万5,660円、歳出が4.8%増の4億7,401万7,810円となり、歳入歳出差引額は2,744万7,850円となりました。このうち1,400万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいりました。

決算の状況であります。歳入が前年度比5.4%増の9,306万988円で、歳出が前年度比

4. 6%増の8,917万2,440円となり、歳入歳出差引額は388万8,548円となりました。全額翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和3年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、給水戸数1,068戸、給水人口3,065人に対し、安心・安全で安定した水の供給をいたしました。また、簡易水道事業として設置されている施設の維持管理を万全に期するとともに、村道黒岩線水道管伏せ替え工事及び水道台帳の更新を行いました。

決算の状況であります。歳入が前年度比54.0%増の7,066万9,701円、歳出が前年度比50.8%増の6,526万7,362円となり、歳入歳出差引額は540万2,339円で、全額翌年度への繰越金といたしました。

最後に、令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため下水処理場の維持管理、また、現在ある浄化センターのストックマネジメント長寿命化計画の令和5年度から9年度までの実施計画と耐震実施計画作成業務委託を行いました。下水道の普及率は88.0%でありました。

決算の状況であります。歳入が前年度比1.4%増の2億1,205万3,750円で、歳出が1.1%減の2億231万8,508円となり、歳入歳出差引額は973万5,242円で、全額翌年度への繰越金といたしました。

以上、一般会計及び特別会計の決算につきましての提案説明をいたしました。各決算については、去る8月23日及び24日の2日間で実施されました決算審査に付し、監査委員の意見をいただいておりますこと、また、後期高齢者医療特別会計を除く各特別会計につきましては、去る8月31日に開催された各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） ここで、会計管理者の細部説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者春原久代君発言〕

○会計管理者（春原久代君） それでは、令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の7ページをお開きください。

最初に、歳入について主なものをご説明いたします。

見出しは、左から款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

最初に、1款の村税ですが、調定額は3億7,381万188円、このうち収入済額は3億7,298万5,785円で、前年度より約1,510万円の減額、率にして3.9%の減少でした。収納率につきましては、前年度と同率の99.8%となりました。なお、不納欠損額は16万2,520



円で、内容は1項の村民税で2名分、また3項の軽自動車税で1名分となっています。なお、減額となった主な要因は、法人の所得減少により1項2目の法人が減少したことや、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している中小企業者に対する固定資産税の軽減措置が適用されたことなどにより2項1目の固定資産税が大幅に減少したことなどが要因と考えられます。

続いて、8ページをお開きください。

2款地方贈与税の収入済額は5,073万3,000円で、前年度より約200万円の増額、率にして4.3%の増加でした。

続いて、9ページの下の方になりますが、7款の地方消費税交付金の収入済額は8,662万6,000円で、前年度より約660万円の増額、率にして8.3%の増加でした。

続いて、10ページをお開きください。

9款地方特例交付金の収入済額は1,339万円で、前年度より約910万円の増額、率にして214.6%の増加でした。増加となった主な要因は、2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されたことによる増加になります。

続いて、下の11ページ。

10款地方交付税ですが、収入済額は15億170万6,000円で、前年度より1億7,820万円の増額、率にして13.5%の増加でした。

続いて、13款の使用料及び手数料ですが、収入済額は6,189万9,820円で、前年度より約240万円の減額、率にして3.8%の減少でした。1項使用料の収入済額は、前年度とほぼ同額の5,354万8,110円で、主な収入は1目の総務使用料として田園プラザの使用料、次の12ページになりますが、2目の観光使用料として体育館やテニスコートなどの使用料になります。なお、4目土木使用料のうち1節の道路使用料の収入未済額は16万8,200円で、内容は道路占用料1名分になります。また、5目の教育使用料については、スポーツクラブやスポーツ広場、歴史民俗資料館などの使用料になります。続いて、2項手数料の主な収入は、2目の民生手数料として学童保育料、また3目の衛生手数料として粗大ごみや一般廃棄物の処理手数料などになります。なお、5目商工手数料のうち1節の案内板設置手数料の収入未済額4,000円につきましては1件分になります。

次に、下の13ページ。

14款国庫支出金ですが、収入済額は5億8,649万9,128円で、前年度より約3億2,000万円の減額、率にして35.3%の減少でした。1項国庫負担金の収入済額は1億9,192万4,941円で、前年度より約6,320万円の増額です。これは、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金が交付されたことによる増加になります。

続いて、次の14ページをお開きください。

2項国庫補助金の収入済額は3億9,290万1,590円で、前年度より約3億8,310万円の減額でした。減額となった主な要因は、1目の総務費国庫補助金において新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金等の減少によるものになります。

下の15ページ。

15款の県支出金ですが、収入済額は2億4,197万8,474円で、前年度より約7,120万円の増額、率にして41.8%の増加でした。増加となった主な要因は、次の17ページ、4目の農林水産業費県補助金において上宿原地区土地改良事業に係る農地耕作条件改善事業補助金が交付されたことによる増加になります。

次に、18ページをお開きください。

17款の寄附金ですが、収入済額は1億580万6,000円で、前年度より約2,210万円の減額、率にして17.3%の減少です。件数につきましては、一般寄附金が7件、ふるさと寄附金が3,046件、企業版ふるさと寄附金が8件となりました。なお、寄附金全体では前年度より減額となりましたが、ふるさと寄附金のみで比較しますと件数では前年度より約1,400件の増、また金額につきましても約2,000万円の増額でございました。

続いて、下の19ページ。

18款の繰入金ですが、収入済額は1億3,440万円で、内容は各基金からの繰入金になります。

19款繰越金の収入済額は2億782万6,624円で、前年度からの繰越金になります。

次に、20款諸収入ですが、収入済額は5,056万6,049円で、主な収入は、次の20ページになりますが、4項雑入のうち5目の学校給食費になります。

次に、下の21ページ、21款村債の収入済額は7億734万4,000円で、前年度より5億730万円の増額、率にして253.6%の増加です。内容は、1目の臨時財政対策債、2目の総務債、4目の土木債になります。

以上、令和3年度の歳入合計は、予算現額52億1,189万1,000円、収入済額41億3,614万3,347円、不納欠損額16万2,520円、収入未済額83万4,083円となりました。なお、予算額に対する執行率は79.4%です。

続いて、歳出について主なものをご説明いたします。

23ページをお開きください。

見出しは左から、款、項、目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっています。最初に、1款議会費の支出済額は4,387万4,991円で、前年度より約40万円の減額です。主な支出内容は、人件費や議員活動経費になります。

次に、2款総務費の支出済額は13億3,311万1,627円で、前年度より約2億2,180万円の増額、率にして20%の増加です。また、繰越明許費の13億1,210万6,000円については、役場新庁舎建設事業をはじめ村の学習館や交流ホール等の建設事業を令和4年度へ繰り越したのになります。1項1目一般管理費の主な支出は、人件費や一般行政事務に要した経費になります。

次に、24ページをお開きください。

3目財産管理費における主な支出は、役場庁舎等の維持管理費や基金積立金などになります。

下の25ページ、4目企画費における主な支出は、ふるさと納税返礼品経費や代替バス運行補助金などになります。

次に、27ページをお開きください。

11目新拠点構想の主な支出内容は、役場新庁舎の建設工事をはじめエネルギーセンターや車庫棟などの建設工事、また当該施設の用地購入などに要した経費になります。

次の、12目生活支援対策事業費の主な支出内容は、住民税非課税世帯に対する臨時特例給付金事業や情報セキュリティー対策機器購入等に要した経費になります。

次に、30ページをお開きください。

3款民生費の支出済額は5億7,891万791円で、前年度より約3,800万円の増額、率にして7%の増加です。1項の社会福祉費における主な支出は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金をはじめ福祉医療費や障害福祉サービス給付費などになります。

次に、32ページをお開きください。

2項児童福祉費の支出済額は2億4,720万2,982円で、前年度より約3,270万円の増額です。増額となった主な要因は、子育て世帯への臨時特例給付金事業を実施したことによる増加になります。その他主な支出は、児童手当や学童保育、またかわば森のこども園への負担金などになります。

次に、下の33ページの4款衛生費ですが、支出済額は1億5,751万9,025円で、前年度より約5,880万円の増額、率にして59.7%の増加です。増加となった主な要因は、次の34ページ、3目の環境衛生費において分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの策定委託業務や、次の36ページの11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費においてワクチン接種等を実施したことなどによる増加になります。その他主な支出は、各種予防事業や健診事業、また一般廃棄物処理委託料などになります。

次に、38ページをお開きください。

6款農林水産業費の支出済額は2億5,685万5,441円で、前年度より約280万円の増額、率にして1.1%の増加です。なお、繰越明許費の1,448万6,000円については、林道太郎線改良事業等を令和4年度へ繰り越したものになります。

1項農業費の主な支出は、次の40ページをお開きください。

8目の土地改良相互整備事業費において、県補助金を活用した上宿原地区土地改良事業や多面的機能支払交付金、また小規模農村整備事業、農作業道整備工事等に要した経費になります。

次に、2項林業費における主な支出は、下の41ページの、2目林業振興費において企業版ふるさ

と納税寄附金を原資とした木材の有効活用のためのウッドビレッジ川場への補助金や、県補助金を活用した竹林整備事業、また林業成長産業化地域創出モデル事業等に要した経費になります。

次に、42ページをお開きください。

7款商工費ですが、支出済額は1億4,670万5,440円で、前年度より約2,300万円の減額、率にして13.6%の減少です。主な支出は、2目の観光費において観光施設等の指定管理委託料をはじめ道の駅川場田園プラザのウッドデッキ整備工事、また、そば処、野外テント整備工事などを実施した経費になります。

次に、下の43ページの8款土木費ですが、支出済額は6億1,704万4,494円で、前年度より約9,480万円の増額、率にして18.2%の増加です。増加となった主な要因は、2項1目の道路維持費において国庫補助金を活用したロータリー除雪機の購入や、次の44ページになりますが、2目の道路新設改良費において村道谷地生品線道路改良工事、また3目の橋梁費においては谷地橋の補修工事や橋梁点検などを実施したことによる増加になります。

次に、4項の公共下水道費については、下水道事業特別会計への繰出金になります。

下の45ページ、9款消防費ですが、支出済額は1億1,523万7,164円で、前年度より約1,840万円の増額、率にして19%の増加です。増加となった主な要因は、携帯メール連絡網システム更改業務に係る経費や利根沼田広域消防負担金等の増加によるものになります。

次に、46ページをお開きください。

10款教育費の支出済額は2億3,642万4,841円で、前年度より約2,100万円の減額、率にして8.2%の減少です。1項教育総務費における主な支出は、小中一貫校に伴う既存校舎の長寿命化計画の策定業務委託や増築校舎の基本計画策定業務委託、また中学3年生を対象としたイングリッシュキャンプ事業などに要した経費になります。

次に、下の47ページ、2項の小学校費と、また次の48ページ、3項の中学校費については、ともに校舎等の施設管理委託料や生徒、児童の教育に要した経費などになります。

続いて、下の49ページ、5項社会教育費の主な支出内容ですが、次の50ページをお開きください。2目の文化会館費においては国庫補助金を活用した図書を購入や施設の維持管理などに要した経費、また3目の資料館費においては外壁塗装や雨どいの修繕工事等資料館運営に要した経費になります。

次に、下の51ページの6項保健体育費の主な支出は、スポーツ施設管理運営委託料や学校給食の運営に要した経費などになります。

次に、53ページをお開きください。

12款公債費の支出済額は2億3,306万564円で、前年度より約1,420万円の増額、率にして6.5%の増加となりました。

最後に、54ページをお開きください。

令和3年度の歳出合計は、予算現額52億1,189万1,000円、支出済額37億1,880万4,929円、繰越明許費13億2,659万2,000円、不用額1億6,649万4,071円です。なお、予算額に対する執行率は71.4%です。

以上で、令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明を終了いたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

ここで、川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 角田 清君発言〕

○代表監査委員（角田 清君） 監査委員の角田でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和3年度決算審査の結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項に基づき審査に付されました令和3年度川場村一般会計及び特別会計5件の歳入歳出決算審査及び同附属書類並びに基金の運用状況審査につきまして、去る8月23日及び24日の2日間、役場第2会議室におきまして丸山監査委員とともに厳正、慎重に審査し、先般その結果を村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、令和3年度川場村一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載してありますので、ご参照していただきたいと思います。

それでは、審査の結果の概要を申し上げます。

まず、令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額41億3,614万3,347円、歳出総額は37億1,880万4,929円、歳入歳出差引き額4億1,733万8,418円であり、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は、2億7,024万7,418円の黒字でありました。また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支についても1,812万794円の黒字となっております。

また、財政調整基金への積立て、実質単年度収支については、1,814万567円の黒字でありました。

令和3年度の主な事業は、役場庁舎建設事業、新拠点構想用地購入費、上宿原地区土地改良事業、橋梁長寿命化事業などそれぞれの事業において創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状況の中で積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の9%と低く、主たる財源は地方交付税36.3%、特定財源の国県支出金20%などに依存している状況であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに年度間の調整機能を有する地方債の有効的な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならないと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費が10億5,402万4,000円で、歳出全体の約28%を占めております。前年と同率となっております。義務的経費は、經常

的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業費が主体の投資的経費は11億2,411万3,000円で歳出全体の30.2%でありまして、前年度より83.3ポイント増加しております。この原因は、新拠点整備事業によるものでありまして、次に、財政指数は0.24で前年度とほぼ変わりなく、実質公債費比率は8.4%と前年度より0.8%減少しております。この実質公債費比率が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、財政面で慎重な配慮をしていかなければならないと思います。

川場村において、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところであります。今後も人口減少、超高齢化社会に伴い財政への長期的な影響が懸念される中、財政的に厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続きより一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているのか、次の3項目に着眼し、財政運営の適否を判断いたしました。

まず、歳入歳出の均衡が取れた計画的な財政運営であるか。次に、財政構造は健全に維持されているか。そして最後に、住民に対し十分な配慮と努力が積極的になされたかを審査した結果、適正に事務処理がされており、計数等の誤りも認められず、令和3年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。

これから川場村においては、継続となる新拠点整備事業、教育の質の充実化を図るための小中一貫校の整備等、大きな事業が控えております。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不要な歳出は極力控えることにより財政の健全化と適正化を図るよう要望いたします。

次に、特別会計の決算ですが、各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業において最小限の経費で最大限の効果が得られるよう、より一層の努力をお願いいたします。なお、特別会計においても経理状況や関係書類等も整備されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況ですが、積立基金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の令和3年度末の基金残高は15億1,781万4,476円となります。これらは条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取扱方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認したところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率につきまして審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見として村長に提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせる、そして活力のある村、幸せを実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、決算審査報告といたします。

以上です。

○議長（角田文雄君） 以上で、令和3年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員角田 清さんには大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第14、認定第1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第19、認定第6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和3年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 令和3年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますのでご了承願います。

---

## ◎散 会

○議長（角田文雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月14日は午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。本日はこれにて散会いたします。

午後1時46分散会

